

# 日本の経営論序説(下)

—家と家族—

## 目次

### 一 緒言

### 二 家の解体

—敗戦による民主化、川島武宮教授の家論を手がかりに—

### 三 家と家族の理論 その一

—有賀喜左衛門教授・喜多野精一教授の理論の紹介—

### 四 家と家族の理論 その二

—有賀理論と喜多野理論への若干のコメント— (以上前号)

### 五 家の解体

—家計と経営の分離と日本的経営—

### 六 結言

## 五 家の解体

——家計と経営の分離と日本的経営——

家は、消費の単位であると同時に協働体である。すなわち、家は消費の単位としての家計であると同時に協働体としての経営である。家は、経営の規模に応じて、その規模が大きくなり、家族の数が増大し、家族の構成は複雑になる。家の規模が大きくなるにつれて、親族の数が増大して直系親族と傍系の親族とからなるようになり、さらには非親族・非血縁者をも家族として家族とするようになる。この非血縁者非親族者を家の成員として理解すること、親族と同じ家族としてとらえるべきことを強く主張したのが、有賀喜左衛門である。

有賀は、わが国における消費単位Ⅱ家計と協働体Ⅱ経営との結合体たる家の史的研究にも、貴重な業績を残しているが、協働体Ⅱ経営の在り方ないし発展と家族の在り方の史的展開を論じた論文「家族制度と労働組織」がある。労働組織なる語は、ここで用いている協働体とほとんど同義と解してよい。有賀のこの論文より、日本における経営の発展にともない、家族の在り方、家族の構成にどのような変遷をみたか、経営の発展がどのように進んできたかをみることにしよう。

彼はいふ。「家族制度に関して、古いことはあまり明白ではないが、中世末または近世の農村の大家族制度からみるとすれば、それは封建制度における土地所有の形態と結合し、その耕作経営について特殊の労働組織を形成することにより成立した。そこで家族制度における身分関係はただちに労働組織における統率者と労務者との関係を示し

た。この関係はオヤ・コという言葉で示され、ついで、オヤカタ・コカタ、その他これに類する種々の言葉が生ずるにいたつた。それ故、これは大家族に含まれる血族および非血族に適用される。……土地経済を主とする一種の封鎖的経済をとる古時代において現われている。」<sup>(1)</sup>

「近世初期の新検地および貨幣経済の発達が外部的誘因となつて大家族は解体をはじめ、名請高の小分が子方百姓独立の根拠となつて、小家族制度が一般化するに至つた。しかし大家族制は消滅したのではなく両者は並存し、二種の労働組織が成立する。一は子方百姓をもつ地主家族の家族的なもの、他は独立した子方百姓の小家族制度を中心に結成されるもの、これは地主本家が新地主にかわつても大手作の廃止されぬかぎり存続して明治三〇年頃までは一般的に見られた。地主大手作の廃止は明治末期をもつて一般的とされる。大手作の廃止は大家族の終末と見られる」

大家族制自体は崩壊しても、大家族の伝統は濃厚に残存しつづけた。「生活一般の事象の中においても、有力者によりその生活の安全を確保するために一種の親方子方となることがすこぶる多い。これは小農の成立した事情から見ても（すなわち血族分家、奉公人分家、移住土着の親方取り等）、また小さい小農をはなはだ多く保有している村落生活の事情から見ても、大家族の伝統を一気に振り落し得ないことは明らかである。」

「都市を見るに、近世の城下町の発生はその中心要素をなすものが武士の離農であり、彼らはそれまで地方の豪族として農耕生活をしていた。これが大家族制度を持つていたことは徳川時代に残された郷士を見てもわかる。彼らの都市生活は主従を一同とする大家族的生活であり、たえず農村から奉公人を補給しつつ彼らの家族制度を維持した。農村大家族に見られる組織がその基準となつてゐることは明らかである。彼らの間にも血族分家があり奉公人分家があり、それらは家の子郎党として結成した。これはもちろん古い伝統によるものである。」

「商家においてはどうか、在郷から集合して来た者の中には小家族を擁して商を営むものもあったが、大なる商家は自ら大家族をなした。暖簾は商業を営むかぎり最も重要なものであるから、有力なる商家の暖簾を分つことが商家としての基礎をもつゆえんであり、有力なる商家に奉公人となり年期明けて暖簾を分けて貰い商家を構えることが当時の風習であった。この場合、奉公人は主人家族に同居するかぎり妻帯することは割合に少なく、この点で農村大家族と異なる点は多少あるが、大商家は血族分家、奉公人分家を持つことは同様であった。これら大家族制度もしくは家族的組織は明治以後も相当に存続したし、これらの伝統を持つものも依然として存続するが、それは農村のそれに基準を持つものと言い得る。」

有賀は、次に大商家の奉公人が暖簾分けしないうちに妻をめとり、主家から離れた居住で別世帯をはる通勤使用人の存在としてわが家内工業にも見られることを指摘し、この消費単位と経営との分離は資本主義的大工業の成立とともに増大したという。「――それは工場自身が企業主の家から離れており、労務者はすべて工場に通勤する形態をとるので、企業主もその企業のために自己の家に労務者を包含して大家族制度を持つ必要もなく、労務者においては企業主の家といかなる関係を持つ必要もないので、ここでは小家族制度は必至である。ただ工業とのみいわず諸種の事業、官衛、学校等においてこの形態が見られ、それが社会生活において非常に多くの部分を占めるに至った。」

以上のように、大家族制度の崩壊・解体を描いてきた有賀は、大家族制度そのものは家族制度からは排除されたかわりに、家族的伝統は一般社会生活の中に浸透し残存していることを強調し、次のように締め括っている。「かくの如く見て来れば、日本の家族制度の特質は非血族者を容易に同族の中に養取し、それにより特殊な大家族を構成して来たことであり、また大家族の分解に際しては、それを血族者に準じて分家せしめ（奉公人分家の風習）それを同

族団体の中に入れて来たことである。このことは欧州の農奴と明らかに異なる点であり、その点で家族内にある血族と非血族との区別は、他の諸民族より遙かに<sup>3)</sup>ばんやりしている」と。

以上は、日本における家族制度と労働組織 $\parallel$ 経営との関係についての碩学の史的研究の精髓である。ここでの文脈にそって整理してみれば次のようになる。

家は協働体 $\parallel$ 労働組織 $\parallel$ 経営の拡大とともに大規模化し大家族制をとること、家族は血縁者はもちろん非血縁者もその範疇となりうること、家の発展は分家・別家の創設という形をとること、血縁者はもちろん非血縁者もまた分家させてもらえること。本家を中心に分家の一団が集まって同族団を形成すること。経営体の大規模化にともない、家族の一部は職場に通勤するという形が現われ、消費単位 $\parallel$ 家計と経営との分離が一部発生する。この形態は資本制の大工業の展開に伴って進展し、完成し、大家族制は消滅する。家共同体の成員は全て経営体 $\parallel$ 職場に各人の住居から通勤するようになる。家計と経営の分離、住居と職場の分離が家 $\parallel$ 大家族制を消滅せしめる。かくして、大家族制は消滅したが大家族制的伝統は日本社会の一般的生活の中に深く浸透し残存している。

わたくしは、以上の有賀の研究に教えられ、それにそのままの。そして、有賀の終わったところから、わたくしの問題は起る。

有賀は、資本制の大工業の発展とともに職場と住居の分離、家計と経営の分離、大家族制の解体 $\parallel$ 小家族制の確立にもかかわらず、大家族制的伝統が社会生活の中に浸透している、という。その例としてあげられているものは、小家族制における同族団、労働組織における親分子分的関係、労働者の口入業におけるヨリコ・ヨリオヤ関係、政治集団における親分子分関係、家主と借家人のオーヤとタナコ関係等をあげている。このオヤコ関係 $\parallel$ 親分子分関係は

両親と子供との關係を示すものではなく、家における命令服従關係をさす言葉として古くからある語である。この親分子分・親方子方關係は、大家族制が崩壊したのちもわが国の社会に浸透残存しているといふのである。有賀は、別箇の論文「親分子分——日本の基礎的社會關係——」<sup>(4)</sup>および「現代の親分子分」<sup>(5)</sup>を書き、親分子分とはいかなる關係であるか、そして現代における親分子分ついて論じている。

彼によれば、親分子分とは次の如き關係である。「親分と子分とは一種の主従關係であつて、イツケは両者の利害共同集團としての性質を持っていた。その内部においては、親分の利益は子分の利益に優先し、子分は親分に奉仕することによつて、彼等の利益はある限度において、親分により守られる關係にある。さらにこれは親分と子分との個人的關係に止まらず、親分の家族と子分の家族とが親分子分關係に組入れられたことにこの關係の最も注目すべき性質の一つがある」<sup>(6)</sup>。

そして彼は、現代において親分子分の典型的なものは、テキヤ・博徒・暴力団・沖仲仕・鋏山労働者・日雇労働者仲間の下層社会にみられ、社會保障・生活保障の十分にとどかぬ層にゆき渡つて存在していると見る。維新以後の大企業の内部分における親分子分關係については、初期にはそれが大規模に成立していたが、雇傭の一般的増大は親分に対する子分の全家族的奉仕を次等に消滅させ、子分の全人的奉仕にかぎるが、全人的奉仕を軽減する方向に進んだと把握している。<sup>(7)</sup>

有賀は「時代のいかんを問わず、有力者に無力な者が追隨して、全人的奉仕または全家族的奉仕を行なうことによりある程度の生活保障を得て、利害共同集團を結ぶことに親分子分の本質がある」<sup>(8)</sup>とみている。親分子分の關係がこのようなものであるとすれば、彼のいうように徳川時代の藩も農家も商家も職人においてもこのような關係があつ

たし、現代の下層社会においても依然としてそれが見出せる。そして、現代の近代化した大企業においても依然として、そのような関係を見出すことができると思はれる。だが、有賀は、そうみていない。彼は「企業体内部においては、彼等の子分をもつ関係は成立しなくなった。そして彼等の家族の日常生活に關係ある部分に限って彼等の子分をもつにすぎなくなった。これは大企業と家族とが一般に分離してきたことを示す」とみている。

有賀は、親分子分關係が現代においても下層社会に広く浸透しているとみると同時に、近代的大企業においては殆んど消滅してしまつたとみている。有賀は親分子分關係をかならずしも封建的なものとみていないし、現代社会における親分子分關係の残存を、封建遺制とはみていない。だが、彼は親分子分關係は近代化によって消滅すべきもの、すなわち社会政策の進歩による国民各層の生活保障と企業の社会化への深まりとそれに伴う雇傭の増大によってその存立基盤を失なうものとみているのである。

確かに、近代化は家計と經營を分離せしめ、住居と職場を分離せしめ、家政の枠から經營を解放し、經營は私的なものから社会的なもの開かれたものとなる。大家族制は分解して、核家族ごとの消費生活の単位となり、家政の枠内にあつた經營体で働いていた家成員は、資本の所有者と資本の所有者に雇傭せられて働く賃銀労働者へと分化する。賃銀労働者は資本家の經營体に雇傭せられて働らき、賃銀をもち帰って彼と彼の妻子をやしなう。資本家的經營は利潤追求を目的とした合目的な団体であり、それはやがて専門家集団としての管理者によって運営せられるものに發展してゆく。国家行政もまた合理的な經營体によって担われ、社会政策の進展をみることになる。有賀はこの筋道をみていたのだと思う。この筋道を辿れば、親分子分關係はやがて消滅して仕舞うものとして把握せられることになる。事実、ヨーロッパにおいては、家計と經營の分離、近代的な經營の成立發展、近代的國家の成立發展とともに、

伝統的支配の範疇たる家父長制は消滅し去つたのである。<sup>(9)</sup>

西ヨーロッパないしキリスト教国以外の唯一の資本主義的發展・近代化をになしとげた日本において、近代的大経営の中に封建社会といわれる社会における経営体においてみられる諸特徴を容易に検出することができる。徳川時代に存在した家のもつ諸特徴、あるいは親分子分関係を現代日本の近代的経営において看取することができるのは、いったいどうしたことであろうか。

現代日本の経営は、明らかに資本制的経営とすることができ、一方に資本の所有者がおり、資本主義的経営形態の典型的代表的形態としての株式会社支配的であり、他方従業員は企業に雇傭せられ、そこで一定条件のもとに働らき賃銀をえている。だが、欧米の経営と比較して日本の経営と呼ばれ、終身雇傭・年功制・手厚い福利厚生があげられている。さらに言えば、日本の従業員は自分の所有する労働力を売り賃銀を得る契約を会社と結んでいふ意識している者は少ない。会社に所属し帰属し、会社に全人的に奉仕をし、会社の繁栄の為に一所懸命に働らき、会社の繁栄に応じてわが生活もそれなりに保証せられている。有賀は、「時代のいかんをとわず、有力者に無力な者が追随して、全人的奉仕または全家族的奉仕を行なうことによりある程度の生活保障を得て、利害共同集団を結ぶことに親分子分の本質がある」とみているが、この親分子分関係の本質はほとんど現代の大経営においても看取することが出来るのではないか。<sup>(10)</sup>

わたくしは、有賀のいう親分子分関係をもつ集団を家と規定したい。全人的奉仕と生活保障の利害共同集団を私は家と呼ぶことにする。家をこのように考えることは、有賀のもっとも有賀らしいところをとったことになる。すなわち、彼が家族を考えると、大家族を中心に考え、家族は経営の拡大にとまって血縁者と同時に非血縁者も家

族となり、家長の権威の前には血縁非血縁をとわず絶対随順せねばならぬとみていたわけだから、この経営体の側面を中心に家を考えていたわけである。だから、家の概念を経営体を中心にとらえてゆこうというのである。有賀は、家を夫婦中心の生活共同体ととらえた。彼の著作のうちこの夫婦が大きく顔を出すのは、家の分類ぐらいのものであって、彼の家論の中心はあくまで経営体の側面にあるように思われる。有賀先生にしてみても御存命ならば、わたくしが今ここで樹てようとしている家の概念にたいして何と言われるであろうか。

家における命令服従関係を親子関係という。家はその維持繁栄を願う経営体である。家の成員たる家族は全力をつくして家の為に働らき、家は家族の生活保証をする経営体である。家における命令服従の性格は専制と恩情の二面をもつ。このような経営体のことを必ずしも家という必要はないではないか、とも考えられる。このような組織体Ⅱ経営体はかならずしも日本だけにみられるものでもないとも考えられるし、家の概念・家族の概念にはどうしても親族・ファミリー等の要因が現在常識的にはつきまとももいるからである。有賀でさえ、夫婦とからめて考えることから脱げることができなかつたぐらいである。だが、親子の概念といい、家の概念といい、それらがすでに日本の古来からの用法であるとすればそれにもどって概念づけることも、あながち無理な考え方ではあるまい。

- (1) 有賀『著作集・第九卷』、一〇〇一—一〇一頁。
- (2) 有賀『前掲書』、一〇二—一〇三頁。
- (3) 有賀『前掲書』一〇五頁。
- (4) 有賀『親分子分』(岩村忍編『日本の民族・文化』、昭和三四年講談社。有賀『著作集・第九卷』未来社所収。
- (5) 有賀『現代の親分子分』筑摩書房版、『現代倫理』、第六卷昭和三三年、有賀『著作集』・第九卷未来社所収。
- (6) 有賀『前掲書』、三三七頁。

(7) 有賀『前掲書』三三三頁。

(8) 有賀『前掲書』三四一頁。

オヤとコについては、柳田国男の研究がある。彼は、「オヤと労働」(柳田国男『定本著作集・第二四卷』筑摘書房)の中で、次のように論じている。

「差当り自分の仮定して置くのは、オヤコは縦の關係すなわち族長族人の間柄、イトコは横の關係すなわち族人どうしの縁故を意味していたことが、今の標準語のオヤコ・イトコも同じでは無かつたらうかということである。それを証明するには、イトトという古語の、最初の心持を尋ねてみる必要があるのだが、信頼してよい解説はまだ出てない。しかし少なくとも、イトコが従兄弟姉妹に限られていく傾向をもつたように、オヤコもまた次第に父母とその子女に限られることになったのは事実で、記伝に散見する実例を見ればすぐわかるが、元は、是もまた可なり広汎に、族内の長幼尊卑の階段に適用せられて居た名称であつたのである。」

「コという日本語が、殆んど今日の個人という語と同じに用いられたことは、捜せば幾らでも例証をあげられる。海に働くときはカコといひフナコといひアゴと謂ひ、山野においてはセコ・アラシコ、其他タゴといひマゴ(馬子)といい、隊伍に在つてはヨリコといい、町の居住にはタナゴという類は、引続いて現代にも及んでいるという。語原は仮に小または児と一つであるにしても、之を労働組織の一単位の名としたのは、決してそれ等の語の転用だとは言はれない。」

「オヤを生みの親に限るやうになつたのも、勿論決して新しい時代のことでは無い。古い文献の中には祖の字をオヤと訓ませ、しかも母親ばかりを指していた例もある。しかし是を以て母系制の名残でもあるかの如くいうのは粗相な語で、それよりも前にオヤが果して始めから、今の英語の parent の意味だけにしか用いられていなかったか。オヤは通例は男親のことであり、オヤオヤというときは即ち親代々、家の祖先の総体のことであつた。彼らが父である故を以て家長となり、又指揮者の地位を高めるのが普通であつて、始めて父をオヤジというようになったことは、ちやうど神祭や神然のごとく、血縁ある年長女性を中心とする作業において、母のみをオヤと呼んだのと同じではなかったか。斯ういうことも是非考えてみなければならなかつたのである。」

「日本人の如く、人をやたらにオヤにする慣習をもつていた民族も稀である。立派に生の二親を戴きながら、男には名付親・烏帽子親、女には鍔繫親など名づけて、努めて有力者を捜して其子方にならうとした。」

「兎に角にオヤが元決して父母に限った語で無かったことは、現在のオヤカタという語の用語を尋ねて見てわかる。」  
「つまりは現在の所謂家庭を単位とせぬ一切の作業団には、かならずオヤカタを以て目すべき特定の中心を要したので、是が又今日甚しく不精確に、旧式の雇傭關係を家族主義などと呼ぼうとする無意識の理由である。」

このように論じておられる柳田国男が現存しておられたら、たとえば間宏教授の「経営家族主義」にたいして何と言われるであらうか。

「オヤヂ又はオヤカタの經濟上の意識は、到底現今の標準語だけでは之を提へることが出来ぬ。我々には生みの親以外、一人の長男を親と頼んで、其の統制指導に服した非常に久しい經驗を加えている。その風は更に最新式の政党組織の中にさえ及んで居ると同時に、他に一方において兄をオヤカタとして、家の力をこれに集中せんとする、所謂長子家督の制度を發達させた。しかも最初から動産私有の觀念をその制度の外においた故に、金錢經濟の空前の展開とともに、崩壊は内から起つて、農家は孤立する小農になつてしまつたのである。」

また、「親方子方」(柳田国男『定本・第十六卷』筑摘書房)には、ウミのオヤ以外のナリオヤ||ナリコで現在知られている日本各地の二九種のを列挙して説明をしている。

いささか長い引用をした。オヤコの内容は、わたくしの家論にとつて大きな位置をしめている。わたしの立論を支えてくれる、一つの柱として柳田国男の研究を援用しようという意図の現れである。

(9) わたくしは、本論で経営という語句を特に概念規定することなく使用しているが、大塚久雄教授がマックス・ヴェーバーの諸著作の中に整理展開せられた貴重な論文「*Arbeits*と經濟的合理主義」(大塚久雄編『マックス・ヴェーバー研究——生誕百年見念シンポジウム——』東京大学出版会、一九六五年)に、ほとんど拠つていていい。

「つまり歴史的に見ますと、近代以前の時代には経営(Betrieb)と家政(Haushalt)とは、さまざまな相違はあれ、未分化のままだったが、近代化においては両者が完全に分離するにいたつた。この経営と家政の完全な分離という事実が經濟的合理主義の出現と深く結びついている。」

「*Arbeits*という概念は、ヴェーバーの社会学理論のなかできわめて重要な、ある意味では隅の首石ともいうべき地位をしめているわけでありますが、どういふわけでしょうか、彼はこの*Arbeits*について、必らずしも体系的に一貫したその意味で親切的な説明をしていない。」

〔1〕 一定の種類の持続的な有目的行為」

〔2〕 Betriebsverband (ベトリープスフェアバンド)、つまり経営体または経営団体、持続的に有目的行為を行なうよう  
 管理スタッフ (Verwaltungsstab) をそなえている、そうした団体」

〔3〕 経営体は、独自の規律 (Disciplin) のうえにうちたてられている組織 (Organisation)」

〔4〕 経営は、特定の労働制度相互の、およびそうした労働行為と物的な生産手段との、持続的な結合の仕方を表示する  
 ような、そういう技術的なカテゴリーである。」家政共同体は、消費のための関係であるが、それ自体としては技術的に持  
 続的な性格をもっていない。

〔5〕 経済行為の志向するあり方が、欲求充足行為を表示するものか家政であり、営利 (Erwerb) を表示するものが企  
 業、家政に対し、経営も企業も対立した理念であるが、別の観点から構成されている。」

ところで、大塚教授は、ウェーバーの理論でもって、日本の経営の問題も基本的に解明可能と思考しておられるようであ  
 る。大塚久雄・川島武宜・土居健郎『八甘え』と社会科学』(弘文堂、昭和五十一年)でとくにそれがよくうかがわれる。「パ  
 トクモニアリスムス」(Patrimonialismus)、「ピエテート」(Pietät) がその鍵概念とされている。「親子・兄弟姉妹の関係を  
 中心につくられている」家共同態は、純粹な姿では経済の面でも人間の面でも内と外とが区別されており、外に向つては  
 連続関係 (Solidarität)、内に向つては日常的な生活手続に關する共産主義的な消費共同体、つまり家共産主義、そうい  
 う永続的運命的な一体性という形をとって現われてくるか、そういう中でピエテートが、そして始めからその成員間にみ  
 られる強と弱、保護と被保護の關係にむすびついて、そのピエテートによつて支えられて(權威) (支配) が生れてくる。」  
 これはこれで理解できる。この理論で日本の家を解釈することは可能である。だが、家共同体が解体し去つた現在、なお家  
 共同体がもつていたと極めてよく似た経営体の諸現象を呈している日本の近代的経営体を大塚教授は積極的に問題としてお  
 られないようにもみえる。この点については、いつか、もっと詳しく考えてみたい。

当然のこととして、大塚教授の家共態は、喜多野精一教授の家理論にきわめて近い。だから、少なくとも、喜多野教授にた  
 いしてのさきの批判は、大塚教授にもあてはまるはずである。すなわち、家父長支配の支配性格。そしてまた、親族中心に考  
 える大塚理論の妥当性など。

(10) 岡本幸雄教授は「イエ制度と日本の近代化」(宮本又治編『江戸時代の企業者活動』日本経済新聞、昭和五十一年)におい

て、イエの本質を家督と同族団の結合のうちに求め、なお江戸時代の丁稚制度の理念と現実が明治以降現代に及ぶ雇傭・労働関係にいかにか影響をあたえてきたかの系譜性を論じておられる。

## 六 結 言

日本の経営を論ずるにあたり、何等かの形で家に触れずに済ますことはできない。日本の経営に関する代表的論者である間宏・津田真澄は、いずれも戦前の日本の経営を家の論理により成立したものであるととらえ、敗戦による民主化の措置によって家は解体し、戦後の日本の経営は戦前のそれと同様の諸特徴を示しながらも別個の性格のものである経営福祉主義、あるいは生活共同体と把握すべきであると論じておられる。

わたくしは、これに対して問題を提出した。日本の経営において、戦前と戦後とに同じような特徴が看取され、それを日本の経営と規定するのなら、そして戦前の日本の経営が家の論理によって成立したとするのなら、戦後の日本の経営も依然として家の論理に支えられていないか、というものである。

この問題にたいして、まず民法学者川島武宣の戦前の家ないし家族理論と新憲法・新民法による家の廃止・解体をみた。法的・制度的レベルで家を把握するかぎり、戦前と戦後の連続を語ることは困難である。家は廃止せられ、解体せられたのである。

問題を更に追う。家ないし家族を研究の主要な対象とした社会学者の代表的な業績から出直し、家とは何か。家族とは何かを明確にすることにする。有賀喜左衛門、喜多野精一、中野卓等の諸業績に学び、検討した結果、おおむね次のような結果を得た。

- 1 日本の家は、ウェーバーのいう家父長制的性格のものである。
- 2 家は、消費の単位であると同時に協働体でもある。それは、消費の単位における家計と協働体における経営との結合であり、家政として維持される。
- 3 家の成員は、家族と非家族とからなる。家族は家の支配者たるべき統である嫡系家族とそれに帰属する傍系家族とにわかちうる。傍系家族は、嫡系家族の親族と非親族とからなる。
- 4 家の発展は、傍系家族をして分家・別家として起させる。新しい家の条件は、親族・非親族によって差等がある。非家族家成員にはその機会は与えられない。
- 5 分家・別家は、それを生み出した本家を中心として同族団を形成する。本家から生み出されたものではないが、有力家を頼って同族団の一員となり頼み本家とする家もある。
- 6 家における支配・服従関係を親子関係という。もちろん、親族・非親族をとわず単一の家内部における支配服従関係は親子関係であるが、同族団内部の本家と分家別家の関係もまた親子関係である。
- 7 消費単位であると同時に協働体である家は、近代化ないし資本主義の発展とともに解体し消滅する。協働体Ⅱ経営体は家政の枠から離れ企業となって活動し、消費単位と協働体は分離し、家計と経営は分離し、住居と職場は分離する。
- 8 家は解体し、家における家族は分解して、単なる消費単位としての核家族となる。

以上はこれまでの業績より学び整理した家ないし家族に関するわたくしなりの把握のあらましであり、もちろん異論はあろう。だが、いずれにせよ、従来の家論はこの論議のレベルにあると思われる。だが、ここからは新して局面

に入る。

現代日本の企業は、まさに世界でも最先端をゆく近代的な経営体であり、資本の論理によって動かされている。だが、同時に、日本の経営体は純粹に資本の論理によってのみ動かされているとはいい難く、欧米とはかなり違った様相を呈している。その総体を日本的経営という。日本の労働者は自立的な存在として純粹な契約関係のもとに企業と労働力の売買関係に立っているとはいいいがたい。企業に所屬し、経営体の一員として、経営体のために全力でもって奉仕し、経営体の繁栄にわが身を委ね、保障をうる。経営体の運命にわが身を托して生きる。まさに家族的従業員がおり、これと違って、経営体の運命と無関係なパート・臨時工・社外工の如き非家族的な参加者がいる。家族的従業員のみは、家族に適わしく終身雇傭と年功制、手厚い福利厚生之恩恵に浴する。経営体の内部における命令服従の関係は契約にもとづいた範囲を逸脱し、專制的な側面と恩情的側面の両者をもっている。まさに親子関係である。全人的歸屬・奉仕と生活保障の利益共同体たるの實をもっている現代日本の経営体は家というべきである。

では、現代日本の近代的経営を家といい、また同時に徳川時代に支配的存在であり、その典型的形態を見出すことのできる家、すなわち消費的單位であると同時に協働体 $\parallel$ 経営体たるウェーバーのいう傳統的支配の類型たる家父長制の日本的形態である家との矛盾をいかに解くか。

家父長制としての家は、経営が家計と分離により解体・消滅する。西欧にその典型的プロセスを見出すことが出来るし、日本においても、そのような家は近代化・資本主義の發展とともに解体・消滅した。ところが、日本においては、経営が家計と合体した家政の枠内でなされていた経営の在りよう、すなわち経営参加者の親子關係的な命令服従關係の在り方が、家計と経営が分離し、家政の枠を脱して自立化したな経営体において依然として継続的に見られる

のである。封建的体制といわれる徳川時代、封建的遺制を強く残した資本制的体制たる明治以降、そして敗戦後の民主化による封建的要因を決定的にとり除き世界的にも近代化の最先端を歩みはじめた現在、一貫して同一の經營の在り方、すなわち全人的帰属と奉公（一所懸命に働らくこと）、生活保障の利益共同体たるの実をみるのである。すたわち、命令服従關係が親子關係たるの性格をもつ利益共同体を家と把握しようというのである。

家ないし家族を夫婦・親子・兄弟の小家族にその本質を見出して理解しようとし、あるいは家をすぐれて協働体Ⅱ經營体と把握しながらも、それを、夫婦を基礎においてとらえようとする考え方からは、真向から反対されるかもしれない。しかし、すでに親子關係なるものが、日本においては古くから単に生みの親子をのみ指す言葉ではなく、夫婦とその子供との關係をわざわざ「生みの」と特殊化し限定した言い方をしていたことを思い起せば、血縁非血縁を問わず親子關係にある運命共同体的集團を家ということはごく自然であり、そのような言い方をしてきたのである。家は、何よりもまず經營体であり、その内部の命令服従關係が親子關係たるの性格をもつ經營体である。

ここまで話が進んでくれば、最初に提出した問題、すなわち戦前と戦後の日本の經營における非連続と連続の問題をいかに把握したらよいかの一応の解答はえられたと思う。なお、家ないし家族の概念ではともかく現在の經營を家と把握するには論じなければならぬ点が多く残っている。また、なぜ日本においては家の論理が家父長制の解体消滅にもかかわらず残存し作用するのか、家の論理を成立せしめるものは何かの問題があるが、それはそれでもまた次元を異にする問題である。<sup>(1)</sup>

(1) 拙稿「日本的經營と家」〔『組織科学』一九八三年春季号〕は、家の諸特徴と日本的經營の諸特徴を、本稿よりも精しく列挙している。